

議 案 名	富士見市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について
制 定 趣 旨	空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の公布に伴い、富士見市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正するものです。
制 定 内 容	空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、管理不全な状態を管理不全空家等への改正及び条ずれを改正するものです。
施 行 日	公布の日

富士見市空家等対策の推進に関する条例（平成29年条例第27号）新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (2) (略)</p> <p>(3) 所有者等 <u>法第5条</u>に規定する所有者等をいう。</p> <p>(4) 事業者 空家等又は空家等の跡地（<u>法第7条第2項第5号</u>に規定する空家等の跡地をいう。以下同じ。）の管理及び活用に関連する事業を営む者をいう。</p> <p>(5) <u>管理不全空家等</u> <u>法第13条第1項</u>に規定する管理不全空家等をいう。</p> <p>(所有者の責務)</p> <p>第3条 所有者等は、<u>法第5条</u>の規定により、空家等の適切な管理に努めるとともに、空家等を積極的に活用するよう努めるものとする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (2) (略)</p> <p>(3) 所有者等 <u>法第3条</u>に規定する所有者等をいう。</p> <p>(4) 事業者 空家等又は空家等の跡地（<u>法第6条第2項第5号</u>に規定する空家等の跡地をいう。以下同じ。）の管理及び活用に関連する事業を営む者をいう。</p> <p>(5) <u>管理不全な状態</u> 空家等が次に掲げるいずれかの状態にあることをいう。 <u>ア 老朽化又は自然災害により倒壊するおそれのある状態</u> <u>イ 建築材等の飛散により人の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれのある状態</u> <u>ウ 草木の繁茂、害虫の発生、汚物の放置等の管理状況に起因して周辺的生活環境の保全上の支障が生じるおそれのある状態</u> <u>エ 不特定の者の侵入が容易であるために犯罪行為を誘発するおそれのある状態</u></p> <p>(所有者の責務)</p> <p>第3条 所有者等は、<u>法第3条</u>の規定により、空家等の適切な管理に努めるとともに、空家等を積極的に活用するよう努めるものとする。</p>

第4条 市は、所有者等による空家等の適正な管理の促進並びに空家等及び空家等の跡地の活用の促進を図るため、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

2 市は、空家等に関する施策の推進に当たっては、必要な体制を整備するとともに、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

3 市は、空家等に関する施策の推進に当たっては、空家等の所有者等、市民及び事業者の協力を得て行わなければならない。

第5条 市民は、管理不全空家等を発見したときは、市又は所有者等にその情報を提供するよう努めるものとする。

(基本施策)

第7条 市は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる施策を行うものとする。

(1) 略

(2) 管理不全空家等の所有者等に対する情報の提供、助言その他必要な援助に関すること。

(3) 法第13条に規定する管理不全空家等に対する措置に関すること。

(4) (略)

(5)法第5章に規定する特定空家等に対する措置に関すること。

(6)～(8) (略)

(軽微な措置)

第9条 市長は、管理不全空家等について、市民の生活環境

第4条 市は、所有者等による空家等の適正な管理の促進並びに空家等及び空家等の跡地の活用の促進を図るため、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 市は、空家等に関する施策の推進に当たっては、必要な体制を整備するとともに、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、空家等に関する施策の推進に当たっては、空家等の所有者等、市民及び事業者の協力を得て行うものとする。

第5条 市民は、管理不全な状態の空家等を発見したときは、市又は所有者等にその情報を提供するよう努めるものとする。

(基本施策)

第7条 市は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる施策を行うものとする。

(1) 略

(2) 管理不全な状態の空家等の所有者等に対する情報の提供、助言その他必要な援助に関すること。

(新設)

(3) (略)

(4)法第14条に規定する特定空家等に対する措置に関すること。

(5)～(7) (略)

(軽微な措置)

第9条 市長は、管理不全な状態の空家等について、市民の生活環境

の支障を除去し、又は軽減することができる認めるときは、所有者等の財産の保護を図る上で必要な場合に限り、規則で定める軽微な措置を講ずることができる。

(削除)

(空家等対策計画の策定)

第10条 市は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、法第7条第1項に規定する空家等対策計画を定めるものとする。

(富士見市空家等対策協議会)

第11条 市は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、法第8条第1項の規定により、富士見市空家等対策協議会を置く。

の支障を除去し、又は軽減することができる認めるときは、必要に応じ、規則で定める軽微な措置を講ずることができる。

2 前条（第2項を除く。）の規定は、前項の措置を講ずる場合において準用する。

(空家等対策計画の策定)

第10条 市は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、法第6条第1項に規定する空家等対策計画を定めるものとする。

(富士見市空家等対策協議会)

第11条 市は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、法第7条第1項の規定により、富士見市空家等対策協議会を置く。